

鳥取市空家等除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市空家等の適切な管理に関する条例（平成25年鳥取市条例第51号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき助成する鳥取市空家等除却事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 本補助金は、特定空家等であって、防災上周囲に対して危険性の高いものの除却工事を行う者に対し、当該工事に要する費用の一部を助成することにより、良好な景観及び生活環境の創生並びに安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付対象となる事業は、特定空家等を除却する事業であって、鳥取市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（平成26年鳥取市規則第11号。以下「条例施行規則」という。）第14条の要件を満たすものとする。

2 条例施行規則第14条第1項第2号に規定する市長が別に定める要件は、当該空家等の除却工事（以下「補助対象工事」という。）が次の各号のいずれも満たすものであることとする。

(1) 本補助金の申請の日が属する年度の3月31日までに完了する工事であること。

(2) 次のいずれかに該当する工事でないこと。

ア 本補助金の交付の決定前に着手した工事

イ 本補助金以外の補助金等の交付を受ける工事（受ける見込みがあるものを含む。）

ウ その他市長が不相当と認める工事

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、当該空家等の所有者又はその相続人であって、条例施行規則第14条第3号から第6号までの要件を満たすものとする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要した経費のうち、補助対象建築物の除却及び除却に係る廃材等の運搬及び処分に要する費用とする。ただし、除却本体工事と同一契約で当該空家等内にある残置物を処分する場合は、その費用を含めるものとする。

(補助金の額の算定)

第7条 本補助金の額は、予算の範囲内において、前条本文の規定により算出した補

助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、600,000円を上限とする。ただし、前条ただし書の規定による残置物の処分を行う場合に限り、当該処分費の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算するものとし、当該加算額は200,000円を上限とする。

2 本補助金は、同一敷地内に存する建築物につき1回限りとする。

（事前相談）

第8条 本補助金の交付を受けて補助対象工事を行おうとする者は、あらかじめ、鳥取市都市整備部建築指導課と相談を行い、補助対象事業に該当するか協議を行うものとする。

（交付申請）

第9条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類はそれぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、同条第4号に定める書類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市税等納付状況確認同意書（様式第3号）
- (2) 見積書の写し（内訳の分かるもの）
- (3) 除却に係る建築物の平面図及び床面積求積図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請をするに当たって、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。

（承認を要しない変更）

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

（実績報告）

第11条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、当該工事が完了した日から1か月を経過する日又は本補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に規則第12条の実績報告をしなければならない。

2 規則第12条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、その他実績報告に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業完了届（規則様式第5号）

(2) 領収書の写し

(3) 除却工事完了後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合、様式第4号により速やかに市長に報告しなければならない。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額を超える場合は、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日に施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日に施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条、第 1 2 条関係）

鳥取市空家等除却事業実施計画（報告）書

1 補助対象建築物

所 有 者	住所
	氏名
建 築 物	所在地
	名称

2 事業計画

特定空家等の除却することを目的として行う。

建築物の規模及び構造	
建設年度	
事業経費	
事業開始（予定）年月日	年 月 日
事業完了（予定）年月日	年 月 日

3 添付資料

- ア 位置図
- イ 各階平面図及び求積図
- ウ 見積書
- エ 工事業者との委託契約書の写し

様式第 2 号（第 9 条、第 1 2 条関係）

鳥取市空家等除却事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算（決算）額	備 考
補助金		鳥取市より
その他（個人負担金等）		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

科 目	予算（決算）額	備 考
除却工事費		
合 計		

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(自署の場合は押印不要)
生年月日 年 月 日生

市税等納付状況確認同意書

年度における鳥取市空家等除却事業費補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

1. 建築物の所在地
2. 建築物の名称
3. 建築物所有者との関係（本人、配偶者、子、その他 ）

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所
氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第受都指第 号で交付決定のあった鳥取市空家等
除却事業費補助金について、鳥取市空家等除却事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定
に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け受都指第 号による額の確定通知額)

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）